

## 東大和市子どもの医療費の助成に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「高校生等」とは、15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合の当該高校生等本人

4 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

5 この条例にいう「父」には、母が当該子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

### (対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、東大和市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けているとき。

(2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模

住居型児童養育事業を行う者に委託されているとき。

(4) 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

(医療証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、養育する子どもについて市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第5条 市は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額とする。）を超える額を除く。）のうち、対象者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(食事療養標準負担額の支払)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

(届出義務)

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、規則で定めるところにより、現況について市長に届け出なければならない。ただし、当該届出を必要としない場合として規則で定めるものに該当するときは、この限りでない。

3 対象者は、この条例による医療費の助成を受けた事由が第三者の行為によって生

じた場合は、当該事由に係る事実、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第10条 対象者は、この条例による医療費の助成を受けた事由が第三者の行為によって生じた場合は、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成費の返還等）

第11条 市長は、この条例による医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

（1）偽りその他不正な行為によって、医療費の助成を受けたとき。

（2）第8条第3項の規定による届出をしなかったとき（同項ただし書に規定する場合を除く。）。

（3）前条第1項の規定による譲渡をしなかったとき。

（4）前条第2項の規定による通知をしなかったとき。

2 この条例による医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じた場合であって、当該事由について対象者が第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、その損害賠償額の限度において、当該対象者に医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第5項、附則第6項中東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）

別表第1の9の2の項の次に次のように加える改正規定及び同条例別表第2の9の2の項の次に次のように加える改正規定並びに附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(東大和市乳幼児医療費助成条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 東大和市乳幼児医療費助成条例(平成5年条例第39号)

(2) 東大和市義務教育就学児医療費助成条例(平成19年条例第8号)

(3) 東大和市高校生等医療費助成条例(令和4年条例第24号)

(医療費の助成に関する経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(東大和市乳幼児医療費助成条例等の廃止に伴う経過措置)

4 施行日前に附則第2項第1号の規定による廃止前の東大和市乳幼児医療費助成条例第5条、同項第2号の規定による廃止前の東大和市義務教育就学児医療費助成条例第5条又は同項第3号の規定による廃止前の東大和市高校生等医療費助成条例第5条の規定により交付された医療証は、その有効期間に限り、第4条の規定により交付された医療証とみなす。

(準備行為)

5 第5条の規定による医療証の交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

6 東大和市における個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例(令和6年条例第 号)附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の東大和市乳幼児医療費助成条例(平成5年条例第39号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第1の9の項及び9の2の項を次のように改める。

9 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の東大和市義務教育就学児医療費助成条例(平成19年条例第8号)によ
------	--

	る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9の2 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の東大和市高校生等医療費助成条例（令和4年条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の9の2の項の次に次のように加える。

9の3 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

別表第2の7の項を次のように改める。

7 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の東大和市乳幼児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
------	---	---

別表第2の9の項及び9の2の項を次のように改める。

9 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の東大和市義務教育就学児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
9の2 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例附則第3項の規	生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定める

	定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の東大和市高校生等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	もの
--	---	----

別表第2の9の2の項の次に次のように加える。

9の3 市長	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
--------	---	---

(東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 令和6年9月30日までの間における前項の規定による改正後の東大和市における個人番号の利用等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定の適用については、改正後の条例別表第1の9の3の項及び別表第2の9の3の項中「による医療費の助成に関する事務」とあるのは、「附則第5項の規定により同条例の施行の日前に行う医療証の交付に関し必要な事務」とする。

令和6年第1回定例会  
第 号議案資料

東大和市子どもの医療費の助成に関する条例

## 東大和市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1 この規則は、東大和市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（法令）

第3 条例第3条第1項の規則で定める法令は、次のとおりとする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （4）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （5）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（条例第3条第2項第2号の規則で定める施設）

第4 条例第3条第2項第2号の規則で定める施設は、医療費について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体が負担する施設（通所により利用する施設及び子どもが児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置以外の事由により施設を入所により利用しているときにおける当該施設を除く。）とする。

（医療証の交付申請）

第5 条例第4条の規定による申請は、子どもの医療費助成制度医療証交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1）国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- （2）医療費の助成を受けようとする者及び配偶者の前年の所得（1月から9月までの申請にあっては、前々年の所得とする。）の状況を証する書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給を受けている者（以下「児童手当受給者」という。）が当該児童手当の認定通知書又は額改定通知書を提示するときは、前項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第4条の規定による申請があった場合において、申請者が条例第3条に規定する対象者の要件（以下「資格要件」という。）に該当すると認めたとき

は、その者が養育する子どもが乳幼児（子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）である場合は医療証（第2号様式。以下「乳幼児に係る医療証」という。）を、義務教育就学児（子どものうち6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）である場合は医療証（第3号様式。以下「義務教育就学児に係る医療証」という。）を、高校生等（子どものうち15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）である場合は医療証（第4号様式。以下「高校生等に係る医療証」という。）を交付する。

- 4 市長は、条例第4条の規定による申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、子どもの医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（第5号様式）により通知する。

（医療証の有効期間）

第6 医療証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳幼児に係る医療証の有効期間は、条例第4条の規定による申請があった日（次条の規定による更新があった場合は、当該更新の日）から同日以後の最初の9月30日までとする。ただし、乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日を超える場合は、乳幼児に係る医療証の有効期間は同日までとする。
- (2) 義務教育就学児に係る医療証の有効期間は、条例第4条の規定による申請があった日（乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日を超える場合はその翌日、次条の規定による更新があった場合は当該更新の日）から同日以後の最初の9月30日までとする。ただし、義務教育就学児が15歳に達する日以後の最初の3月31日を超える場合は、義務教育就学児に係る医療証の有効期間は同日までとする。
- (3) 高校生等に係る医療証の有効期間は、条例第4条の規定による申請があった日（義務教育就学児が15歳に達する日以後の最初の3月31日を超える場合はその翌日、次条の規定による更新があった場合は、当該更新の日）から同日以後の最初の9月30日までとする。ただし、当該有効期間は、高校生等が18歳に達する日以後の最初の3月31日を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第4条の規定による申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める日を医療証の有効期間の始期とする。

- (1) 資格要件に該当した日から30日以内に行われた場合 資格要件に該当した日
- (2) 資格要件に該当した日から30日を超えて行われた場合において当該申請がやむを得ない理由により遅延したと認められるとき 市長が別に定める日

（医療証の更新）

第7 市長は、第5条第3項の規定により医療証を交付した者又はこの条の規定により医療証を更新した者について、当該医療証の有効期間が満了した日後引き続き資格要件に該当していると認めるときは、その翌日において医療証を更新するものとする。

(医療証の返還)

第8 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第9 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子どもの医療費助成制度医療証再交付申請書(第6号様式。以下「再交付申請書」という。)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの申請には、その医療証を添えなければならない。ただし、第2項の規定により行われた申請については、当該申請後速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた場合において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第10 条例第6条第2項の特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、子どもの医療助成費支給申請書(第7号様式)により市長に申請しなければならない。

3 前項の規定により提出された申請書には、第1項第1号のときには療養費又は療養費に相当する家族療養費の支給を証する書類を、同項第2号のときには市長が必要と認める書類を添えなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として子どもに係る療養費を支給する場合における申請書については、この限りでない。

(条例第8条の規則で定める届出等)

第11 条例第8条第1項の規定による届出は、子どもの医療費助成制度申請事項変更届(第8号様式。以下「変更届」という。)に医療証及び変更事項を証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、子どもの医療費助成制度医療証交付現況

届（第1号様式。以下「現況届」という。）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類

(2) 医療費の助成を受けようとする者及び配偶者の前年の所得の状況を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、児童手当受給者が当該児童手当の認定通知書又は額改定通知書を提示するときは、前項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 条例第8条第2項ただし書に規定する場合は、第2項各号に掲げる書類により証明すべき事実の全てについて公簿等により確認することができる場合とする。

5 条例第8条第3項の規定による届出は、子どもの医療費助成制度第三者行為による傷病届（第9号様式）に被害の発生状況がわかる書類を添えて行わなければならない。

（受給資格消滅の届出等）

第12 対象者は、資格要件に該当しなくなったときは、子どもの医療費助成制度受給資格消滅届（第10号様式。以下「消滅届」という。）に医療証及び消滅事項を証する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、子どもが18歳に達した日以後最初の3月31日を経過したことにより資格要件に該当しなくなったときは、この限りでない。

2 市長は、対象者が資格要件に該当しなくなったと認めたときは、子どもの医療費助成制度受給資格消滅通知書（第11号様式）により当該対象者であった者に通知するものとする。ただし、対象者又は子どもが死亡したとき及び子どもが18歳に達した日以後最初の3月31日を経過したことにより資格要件に該当しなくなったときは、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第13 条例第10条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、子どもの医療費助成制度に係る債権譲渡について（第12号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書（第13号様式）により行うものとする。

（添付書類の省略）

第14 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添付する書類により証明すべき事実について公簿等により確認することができるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

(補則)

第15 この規則に定めるもののほか必要な様式その他の事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(東大和市乳幼児医療費助成条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 東大和市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成5年規則第40号)

(2) 東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則(平成19年規則第50号)

(3) 東大和市高校生等医療費助成条例施行規則(令和4年規則第45号)